

ハケ岳高原テレビジョン(YKTV)の 公設民営化への移行について ～民間にできることは民間に委ねる～

パブリック
コメント
実施

運営の民間移行に よって期待される 効果や主な継続事項

【テレビ放送】

- 地域密着のひとりひとりの笑顔が映る自主制作番組の放送 継続
- データ放送を通じた、地域の防災情報や各種行政情報の取得 継続
- 民間職員による安定的な放送運営 NEW

【インターネット通信】

- 現行の利用料金相当額で通信速度の高速化 NEW

【その他】

- 民間事業者を南牧村に誘致し、地域スタッフの雇用創出 NEW
- 民間事業者による創意工夫によるサービス開始の期待 NEW
- ケーブルテレビ事業に関わる役場職員が他の行政業務に従事することによる住民サービスの向上 NEW



南牧村では難視聴地域の解消を目的に平成6年(1994年)にYKTV(ハケ岳高原テレビジョン)を開局して以来、村の子どもの成長や各種イベントを撮影し、地域密着の自主制作番組を放送しています。平成20年(2008年)には、ケーブルテレビ高度化事業が完了し、村全域でデジタル放送と高速インターネットサービスが開始され、また、地域防災情報を提供する事業化に対応しました。

一方で、全国的に自治体のケーブルテレビ事業を取り巻く環境は、利用者ニーズの多様化や設備の老化・高度化等により、財政面での課題が深刻化しています。また、地方における人口減少が今後さらに進展した場合、人材面の課題も深刻化することが指摘されています。これら人的及び財政的負担を理由としてサービスの継続が困難となることが危惧されており、国ではこの課題への対応としてガイドラインを作成するなどして、民間移行を推進しています。

南牧村でも、ケーブルテレビ事業が人材面等で課題も多いことから、村のケーブルテレビ事業について審議する「南牧村地域防災情報等提供施設審議会」の委員を従来の5名から、公募委員を含む様々な背景をもつ12名に増員し、南牧村ケーブルテレビ事業の今後のあり方について審議していただきました。

審議会では、現状の南牧村ケーブルテレビ事業を取り巻く環境を確認し、他の自治体ケーブルテレビ事業者を視察して、それぞれの状況や、民間移行の経緯や住民への影響を把握しました。また、南牧村ケーブルテレビ事業で大切にしていけるべきことを審議してきました。下表にある7回の審議を経て、審議会は「ケーブルテレビ施設を村が引き続き保有し、事業運営は民間事業者に委ねる公設民営化に移行することが好ましい」との結論にいたりしました。

南牧村は、この方針を尊重するとともに、南牧村ケーブルテレビ事業の公設民営化の移行に関して、皆様のご意見を伺うためパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントは4月30日から「南牧村ホームページ」や「みなみまきパスポート」で実施を予定しています。南牧村では、ケーブルテレビ、インターネットの運営を民営化したあとも、村が引き続き設備の効果的な更新を図り、テレビ放送においては、子どもや地域住民ひとりひとりの笑顔が映る自主番組を放送し、インターネット通信においては、通信速度の高速化等、時代の変化に柔軟に対応できる、長期的に安定運営が可能な民間事業者を募集し運営を委ねていく方針です。

● 南牧村地域防災情報等提供施設審議会の開催状況

令和6年度開催日	内 容
第1回 8月29日	● 南牧村ケーブルテレビ施設の現状について ● 総務省「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」について
第2回 9月27日	● (視察) 南相木村役場 (南相木村ケーブルテレビ事業) ● ケーブルテレビ事業運営の課題及び対応について
第3回 10月31日	● (視察) 小谷村役場 (小谷村ケーブルテレビ事業)
第4回 11月28日	● (視察) 上田ケーブルビジョン (東御市ケーブルテレビ事業) ● 視察振り返り
第5回 1月16日	● 各自治体ケーブルテレビ事業者比較及び南牧村ケーブルテレビ事業のあり方について
第6回 2月27日	● 南牧村ケーブルテレビ事業の重要事項の確認及び方向性について ● I R U 契約に係る収支の検討について
第7回 3月19日	● I R U 契約に係る選定基準について

※IRU契約…関係当事者の合意がない限り破棄または終了させることができない長期安定的な使用権に係る契約のこと。

パブリックコメントは
こちらから
南牧村ホームページ



村外のはり・きゅう・あん摩マッサージ等 施術費用助成について

申請までの
流れ

施術を受ける



必要書類

- 領収書 (受診者名、施術日、国家資格を持つ施術者名の記載のあるもの) をもらう
- 国家資格を持った施術者であることが分かる書類等

※施術者の国家資格確認書類がHP等で確認できない場合は資格証での確認を求められます。2回目以降同じ人からの施術の場合は省略可

※申請期間: 施術日が属する月の翌月10日まで
(10日が休日の場合は翌営業日)

役場へ申請 (1F窓口へ必要書類をお持ちいただきお越しください)

口座振込での支給 (振込先のわかるものをご持参ください)

※申請日の翌月10日までに指定の口座へ振り込みます。

なお、支払い通知書は送付いたしませんので、口座をご確認ください。

施設一覧
(関東信越厚生局HP)



はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所一覧

※柔道整復師、保険適用分は対象外となります。